

周陽環境整備組合の解散について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、岩国市及び和木町と協議の上、令和5年3月31日限りで周陽環境整備組合を解散することについて、同法第290条の規定により、市議会の議決を求める。

令和4年9月5日 提出

周南市長 藤 井 律 子